

議 事 録

会 議 名	平成29年度 第1回 胎内市総合教育会議
日 時	平成29年 11月21日 (火) 自 午前10時30分 至 午後12時00分
場 所	胎内市役所 3階 301会議室
出席者氏名	<p>【構成員】 井畑明彦市長、小谷太一郎教育長、藤木國裕教育委員、 浮須與志夫教育委員、加藤直子教育委員、中野友美教育委員</p> <p>【事務局】 総合政策課長、学校教育課長、中村管理指導主事、塚野指導主事、 学校教育課参事、学校教育課学校教育係長</p>
協 議 題	<p>(1) 胎内市いじめ防止基本方針の策定について</p> <p>(2) 胎内市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について</p> <p>(3) 胎内市いじめ問題対策委員会条例の制定について</p> <p>(4) 胎内市いじめ問題調査委員会条例の制定について</p> <p>(5) その他</p>
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0名
議事の内容	<p>【事務局（総合政策課長）】 皆様、おはようございます。今日はお集まりいただき、ありがとうございます。皆様お揃いになりましたので、ただ今から、平成29年度第1回胎内市総合教育会議を開会したいと思います。初めに、井畑市長からごあいさつをお願いします。</p> <p>【井畑市長】 皆様、改めまして、おはようございます。本日は、年の瀬も近いという中で、皆様にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。日頃から教育行政に皆様から格段のご協力を賜っておりますことに、この場をお借りして、感謝を申し上げます。今日の総合教育会議の内容につきましては、皆様のお手元に配付させていただいております資料にありますように、全国的にいじめの問題というのが、かなり下火になったかと思えば、また新たな由々しき事態が至る所で発生したりというようなことがございまして、そのために、いかにいじめを防止していくのか、組織はどうあったらよいのか、そして、その対策の手法はどうあったらよいのか、もちろん今日の内容がすべてではございませんが、色々と条例等についてご</p>

提案というか、お示しをした中で、皆様から忌憚のないご意見を賜ればと思っております。何卒よろしく申し上げます。

【事務局（総合政策課長）】 ありがとうございます。それでは、これから議題に入っていきたいと思いますが、ここからは、胎内市総合教育会議要綱第4条第3項に基づきまして、市長が議長ということになりますので、会議の進行をお願いいたします。

【井畑市長】 それでは、今程、（事務局の）総合政策課長から話がありましたように、要綱の規定で市長が議長を務めるとのことでございますので、たゞいまから議長を務めさせていただきます。はじめに、協議題の（1）胎内市いじめ防止基本方針の策定についてであります。この件、教育長から説明をお願いします。

【小谷教育長】 皆様、おはようございます。最初に私の方から、今回このような条例の制定について至った経緯、そして、今制定すべきもの、そういったことについて、概略をお話し申し上げ、個別の部分につきましては、（事務局の）学校教育課長から1つずつ説明をさせていただきたいと思っております。最初に、皆様ご承知のように、いじめ防止について、国の法が定まりましたのが、平成25年6月28日公布、平成25年9月28日施行ということで、皆様のところに、参考資料1ということで、お配りしておりますが、そちらをご覧くださいと思います。この参考資料1の中で、求められております部分について、今日追加資料で配付させていただきましたが、そちらもご覧くださいと思います。当時私は指導主事を務めておりました。文部科学省の直接の説明会に行きましたが、いじめ防止対策推進法に定める組織と、この定義を文部科学省が法の中で定めたということでもあります。上の方のページに地方公共団体学校重大事態発生時とありますが、当初、学校において、いじめ防止のための対策の組織、基本的な方針を定めるようにということが義務付けられまして、平成25年度に定めた訳ですが、平成26年3月までに大至急策定するよにということで、まず学校の基本方針を定めるということを優先し、そして、各学校に、胎内市版の基本的な方向、策定の方針等を示しまして、大抵がこういった形で基本方針を作りました。現在各学校のホームページに全部掲載し、年度当初、各学校でPTAやPTAの役員たちにこの部分を示し、それぞれ教職員にも基本的な方向について示しまして、スタートしているところであります。学校の方については、これを毎年更新し、さらに見直しをしながら、対策委員会等、必要な部分について、人の入れ替えをしたりしながら、

対策を講じているところであります。そして、市町村教育委員会に求められる部分についてということで、もう一つ、参考資料3をご覧くださいと思いますが、15 ページの上段の方、市町村の対応状況ということで、法第12条に規定する地方いじめ防止基本方針の策定状況について、平成28年3月の県の調査において、胎内市においては、平成29年度策定に向けて準備中であると回答しました。平成27年度についてまだ県からデータの提供はありませんが、平成26年度調査では策定済みが30市町村のうち7市町村にとどまっています。(2)の第14条第1項に規定するいじめ問題対策連絡協議会の設置状況について、こちらの方も、平成29年度にむけて策定中であるとし、平成26年度調査では、30市町村のうち条例による設置は1市町村であるという状況であります。そして、(3)重大事態の調査又は再調査を行うための機関の設置状況について、ア 教育委員会の附属機関、イ 地方公共団体の長の附属機関がありますが、こちらの方についても、平成26年度調査において、教育委員会の附属機関における設置済みは2市町村、地方公共団体の長の附属機関における設置済みが2市町村であるとの状況でした。従いまして、胎内市としても、平成29年度策定に向けて、検討中であると回答させていただいた訳であります。昨年、教育委員の皆様には概略をお示しし、1年ぐらいかけて、方向性と、文部科学省の定義と若干変更する条項も入ってございましたので、時間をかけて検討し、策定に至ったということであります。地方公共団体の長の附属機関ということで、市長が再調査を命ずるとか、議会に報告するという部分もでてきますので、この部分については、総合教育会議にお諮りし、検討した中で定めるのが良いのではないかとということで、このような形に至った訳であります。もう一度確認させていただきますが、今日お配りした資料に戻っていただきまして、一番上の方のいじめ問題対策連絡協議会については、置くことができるということで、できる規定となっております。それから、教育委員会の附属機関ということで、こちらも置くことができるとなっております。ただしその場合には、条例で設置しなければならないとなっております。基本方針の内容に応じて、職務を条例で定めなければならないとなっております。学校のものには必ず定めなければならないとなっております。そして、重大事態発生時における調査組織、学校が置く調査組織ということで、こちらも必ず定めるということになっております。地方公共団体の長の附属機関、こちらも置くことができるとなっております。その場合には、条例で設置することと定められております。そういった形で、今回、連絡協議会、教育委員会の附属機関、そして再調査といった部分について個別に3本の条例で定めるに至ったということであります。経緯について概略を

申し上げました。合わせてご質問があればお願いします。

【井畑市長】ただいま教育長の方から、概要、概略、方針について説明がありましたが、補足や、具体についての説明を、(事務局の)学校教育課長の方からありますか。

【事務局(学校教育課長)】それでは協議題の(1)から個別にお話しさせていただきます。(1)の「胎内市いじめ防止基本方針の策定について」ご説明申し上げます。今ほど教育長からお話しがありました、いじめ防止対策推進法の制定に伴いまして、その法第12条に地方公共団体毎に、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるよう努めるものとするという規定を受けまして、胎内市におきまして、地域の実情に応じたいじめの防止等のための基本的な方針を定める、胎内市いじめ防止基本方針を策定するというものであります。資料1、胎内市いじめ防止基本方針(案)でございます。こちらについては、5つの章で構成されております。事前に資料をお配りしておりますので、概略のみ説明させていただきます。はじめに1ページをご覧いただきたいと思っております。第1 いじめの防止等の対策の基本的な方向といたしまして、1つ目に、いじめの防止等の対策に関する基本理念、2つ目に、いじめの定義を記載しております。いじめの定義については、いじめ防止対策推進法第2条に規定されている四角で囲った部分を定義しております。めくっていただきまして2ページになりますが、こちらでは、いじめの防止等の基本的な方向として、3つ目、いじめの認知及びその後の対応における留意事項について、を四角で囲っておりますが、例を挙げますと、(2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、組織を活用して行うこと、また、(3)では、外見的にはけんかのように見える行為であっても、その行為に関わる児童生徒の被害性に着目して見極めること等を定めております。4つ目、いじめの防止等に関する基本的な考え方ではありますが、ここでは、いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうることを踏まえ、早期発見に努めて、迅速かつ適切に対処することが重要であるということで記述しております。その(1)といたしまして、いじめの防止にかかる視点について①から④まであげております。そして(2) いじめの早期発見、(3) いじめへの対処、(4) 家庭や地域との連携、(5) 関係機関との連携、これらについて基本的な考え方を示しております。4ページをご覧いただきたいと思っております。こちらでは、本日の今後の協議題に関わりませんが、第2 市及び市教育委員会が実施すべき施策といたしまして、1つ目に、いじめの防止及び対応のための組織、こちらは、法に基づく組織として、胎内市いじめ問題対策連絡協議会を設

置ることとし、その役割についてこちらで記述しております。2つ目に、胎内市いじめ問題対策委員会の設置、そして、その役割について記載しております。3つ目、胎内市いじめ問題調査委員会の設置です。市及び教育委員会内に3つの組織を設置することになりますが、その1つとして、市長部局に、胎内市いじめ問題調査委員会を設置するということを定めております。4つ目には、市及び市教育委員会の施策といたしまして、市内小中学校の取組について指導・助言を行うとともに、5ページからになりますが、(1) いじめの防止等の対策、(2) 関係機関等との連携、(3) 教職員の指導力向上及び人材の確保、6ページに渡りますが、(4) インターネットを通じて行われるいじめへの対策、(5) 啓発活動では、いじめを防止することの重要性又は保護者の責務等についての啓発活動について定めています。(6) 学校間における連携協力体制の整備、(7) いじめの防止等の取組の点検、(8) 学校評価・教員評価への指導・助言等を行うこととしております。以上が第2の市及び市教育委員会が実施すべき施策についてであります。7ページになります。こちらは、学校が実施すべき施策であります。1つ目に、学校いじめ防止基本方針の策定であります。これについては、先程、教育長が説明申し上げたとおり、平成25年度に整備をし、その後更新がされております。2つ目に、学校いじめ等対策委員会の設置であります。これについても、既に設置している組織であります。次ページに渡りますが、8ページでは、この学校いじめ等対策委員会として想定する役割を①から④まで、そして(2)では、その組織運営上の留意事項について定めております。3つ目といたしまして、いじめの防止等に関する措置、ですが、こちらについては、市内小中学校は、国の基本方針を参酌いたしまして、(1) いじめの防止、9ページになりますが、(2) いじめの早期発見、(3) いじめへの対処、(4) 関係機関等との連携、次ページに渡りますが、(5) インターネットを通じて行われるいじめへの対策、(6) 家庭、地域との組織的な連携・協働、これらを行うこととしております。つづいて、10ページの第4 重大事態への対処についてであります。こちらが、本協議題の中心的なところにもなる訳ですが、重大事態への対処といたしまして、まず1つ目に、学校及び市教育委員会による調査を規定しております。重大事態が発生した場合は、学校がまず初期調査を行い、市教育委員会は先程設置することといたしました、市いじめ問題対策委員会において、事実関係を明確にするための調査を実施するものとしております。重大事態といたしまして、どういった場合を想定しているかということですが、アのところでは、いじめにより、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認められる場合、想定さ

れるものについては四角で囲ってあります。イといたしまして、いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合の相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としております。なお、ただし書きとしては、記載しているとおりであります。ウとして、その他の場合を規定しております。②といたしまして、重大事態の報告については、重大事態が発生した場合は、学校から市教育委員会、そして市長へ報告することとなります。また、報告を受けた市教育委員会は、その旨を先程の対策委員会にて協議、調査することとなります。11ページの方では、重大事態の調査についての留意事項を定めておりますし、下の段、②の欄では、市いじめ問題対策委員会が行う調査及び報告について四角書きで定めております。12ページをご覧くださいと思います。(3)では、調査結果の提供等について定め、(4)では、重大事態への対処の留意事項について定めております。これらについては、全て学校及び市教育委員会の中での話であります。そして、2つ目の、市長による再調査及び措置についてであります。こちらが、先程の3つ目になります市いじめ問題調査委員会が行う調査及び報告ということになります。市教育委員会内の組織であります、市いじめ問題対策委員会が調査した場合には、市長へ報告することになりますが、それについて、調査が不十分であると市長が再調査を必要と認める場合には、市長部局の附属機関である、いじめ問題調査委員会の方で再調査を行い、その結果について議会に報告する義務が生じることになります。13ページに渡りまして、(2)では、再調査の結果を踏まえた措置等について記述しております。最後、第5といたしまして、その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項について、市の基本方針の見直し、学校いじめ防止基本方針の運用状況の確認等について記述をしております。以上で、胎内市いじめ防止基本方針(案)の説明を終わりますが、再度整理する形で、お手元にお配りしております、参考資料2をご覧くださいと思います。先程、第4章で重大事態への対処ということで説明させていただきましたが、その対処のフローチャートでございます。緑掛けの①胎内市いじめ問題対策連絡協議会、こちらについては、連絡調整等が主なものでありまして、大枠で囲ってあります四角のとおり全体を見るものであります。関係機関との連絡調整、情報共有、ネットワークづくり、相談窓口等の周知等が主な役割となります。その四角の中に、上の方から、学校、市教委、胎内市ということで、また枠がございます。いじめにおける重大事態が学校内で発生した場合ということで、最初に調査を行うのが、学校におけるいじめ防止等の対策のための組織、既に設置されている組織であります、そこがまず調査を行

います。その調査結果を下の市教育委員会へ報告し、そこから、今度は、胎内市いじめ問題対策委員会の方で調査を行うということになります。こちらは市教育委員会の附属機関ということで、こちらの調査を行った結果については、また下の胎内市へ報告することになります。市教育委員会が市長に報告し、調査結果の報告を受けた市長が再調査の必要があると判断する場合には、市長の附属機関であります、胎内市いじめ問題調査委員会による調査が行われるということになります。重大事態への対処については、こういった流れになるとご承知いただければと思います。（協議題の）（１）についての説明は以上であります。よろしく願いいたします。

【井畑市長】皆様どういたしましょうか。協議題が複数ありますので、ひと通り説明を終えてから、質問ということでもよろしいでしょうか。それでは続いて、協議題の（２）、胎内市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定について、引き続き事務局から説明をお願いします。

【事務局（学校教育課長）】それでは、胎内市いじめ問題対策連絡協議会条例の制定についてご説明いたします。いじめの防止等に関係する機関及び団体との連携を図るため、いじめ防止対策推進法第１４条第１項の規定に基づき、市内の学校、教育委員会、児童相談所、地方法務局、県警察、その他の関係者から構成される、胎内市いじめ問題対策連絡協議会を設置するものであります。資料２をご覧ください。こちらについては、１２月定例会に提案予定しております議案の、胎内市いじめ問題対策連絡協議会条例であります。ここでは、まず、第１条で設置の目的と、第２条で所掌事務、所掌事務といたしましては、今程申し上げたとおり、関係する機関、団体相互の連絡調整、当該機関及び団体の連携の推進のための必要な事項を協議する会となります。組織については、第３条で委員１５人以内をもって組織するとしております。第４条、委員については、委員は、市内の学校、胎内市教育委員会、児童相談所、地方法務局等で、先程説明申し上げたとおりでありまして、想定するメンバーといたしましては、小学校長代表、中学校長代表、高等学校校長、胎内市教育長、胎内市教育委員、新発田警察署、新発田地方法務局、新発田児童相談所、胎内市民生児童委員、胎内市総務課人権啓発担当、胎内市こども支援課、胎内市PTA連絡協議会代表、胎内市保育園こども園代表等を想定しております。委員の任期については２年といたしまして、再任は妨げない、また、欠員が生じた場合は前任者の在任期間とすることとしております。会長及び副会長については、構成員により選出と規定しております。それで、めくっていただきますと、会議の開催について規定しております。こちらの連絡協議会については、

重大事態が有る無しに関わらず年1回程度の開催を予定している協議会でございます。(協議題の)(2)についての説明は以上であります。では、続きまして、(協議題の)(3)胎内市いじめ問題対策委員会条例の制定についてご説明をさせていただきます。今程の資料2の連絡協議会との適切な連携のもと、いじめの防止等のための実効的な対策を講じるために必要な事項を調査審議し、また、重大事態が発生した場合には、その調査を行うため、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に附属機関として設置するものであります。こちらについても、12月定例会に提案を予定しているものでございます。資料3をご覧いただきたいと思っております。こちらについて、所掌事務として、第2条で、今程申し上げたとおりの、教育委員会が必要と認める事項を調査審議すること、又は、重大事態が発生した場合における調査を行うことを所掌事務としております。組織については、委員8人以内をもって組織することとし、委員には、第4条で、弁護士、精神科医師、学識経験者、臨床心理士、その他教育委員会が必要と認める者、を教育委員会が委嘱することとしております。委員の任期については2年で、再任を妨げない、委員が欠けた場合は前任者の残任期間とすることとしております。以下、委員を解任することができる場合、また、臨時委員について、委員長及び副委員長、会議の開催等について規定しております。こちらの庶務については、学校教育課が行う組織であります。以上で、(協議第の)(3)について説明を終わります。引き続きまして、(協議題の)(4)の胎内市いじめ問題調査委員会条例の制定についてご説明させていただきます。こちらについては、重大事態が発生し、教育委員会から調査結果の報告があった場合において、必要がある時に、市長部局において再調査を行うことができるよう、いじめ防止対策推進法の規定に基づきまして、市の附属機関として設置するものであります。資料4をご覧いただきたいと思っております。こちらに、今程申し上げたとおりの所掌事務、そして、組織については委員5人以内をもって組織することとし、委員については、弁護士、精神科医師、学識経験者、その他市長が必要と認める者を市長が委嘱することとしております。以下、委員の任期、また、委員長及び副委員長の互選の手続き、会議の開催等について規定をしております。なお、こちらの委員会の庶務については、市長部局であります、総務課において処理することとしているものでございます。次に、資料5をご覧いただきたいと思っております。これまでの、(3)、(4)の協議題と関連するものでございますが、胎内市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして、今程申し上げた重大事態の調査審議を行うこととなります、胎内市いじめ

問題対策委員会の委員及び胎内市いじめ問題調査委員会の委員に係る報酬の額について、近隣市町村の実情を考慮のうえ、それぞれ1日につき1万5千円と定めるものであります。こちらについても、12月定例会に議案を上程する予定でございます。以上で、協議題についての説明を終わらせていただきます。

【井畑市長】 はい、ありがとうございました。関連があるものですから、協議題の(1)から(4)まで一括して説明をさせていただきました。これから先につきましては、1つ1つの項目について、ご質疑、ご意見を賜り、それから、最後、関連する部分を含めてご質疑、ご意見を賜るというようなことにさせていただきたいと思えます。初めに、1点目のいじめ防止基本方針の策定について、これは資料1でございますが、この件に関して、ご質疑、ご意見等、ございますか。

【小谷教育長】 1点よろしいでしょうか。1ページの左側ですが、「はじめに」のところに書いてありますけれども、「はじめに」の下のところ、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、本市の全ての児童生徒が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を社会全体で作り上げることを目指し、」というようなことで、「いじめを決して見逃さない、いじめを決して許さない」という意識を共有して、いじめの防止等に全力で取り組んでまいります。」となっています。従いまして、今年度も、これまで市全体で行っていた、いじめゼロスクールを、今回中学校区ごとに開催をして、きめ細かくやるように今年度からそのようにシフトし、10年くらい取り組んできたものです。それで、この1ページのいじめの定義、これは、いじめ防止推進法の中でこのように規定されているもので、確認の意味であります。いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と、このように規定をしています。この定義が、調査など色々なところに反映されてきて、ある県ではものすごくいっぱいになり、ある県はごく非常に少ないということになっています。今回、文部科学省が、軽微なものと言ったらよいのでしょうか、ひやかし、からかい、ふざけとか、そういったことも含むというように調査のところに示したものですから、ある県では、ものすごく今回の文部科学省の調査で数字が跳ね上がっています。このあたりが非常に、学校現場でも、どのような部分をいじめというように捉えるのか、この認識が都道府県によっ

て、或いは、市町村によって、学校によって、全国規模で非常に曖昧になってきている。したがって、法でこのように規定していけば、いじめの定義は絶対になくならないはずだと言うのですが、しかし現実はそのような簡単ではない。この辺の定義という部分も、学校で色々な調査をしたりする時には、簡単にそれはいじめだ、いじめではないとかでなくて、いじめられている側に本当に向き合って、その人の立場になって考える、そういったことが非常に改善案であるというように思います。紙に書けば、このようになってしまうのですが、ここが一番難しいところかなと思います。

【井畑市長】 今、補足ということで、再度、説明をもらいましたが、この定義の規定、2行目にありますけれども、ページで言うと2ページ目です。その2条で、心理的又は物理的な影響を与える行為、インターネット等もあるのですが、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいうと、すなわち、主観でいうと、といった記述となっていますね。これ、客観的にいじめがありました、ありませんでした、ということではなくて、主観面でその児童、生徒を捉えれば、それはやっぱりいじめだということになる。それに対して、事務局から、さらにもう少し掘り下げて、委員の皆様につけ加えて説明することはありますか。

【塚野指導主事】 今お配りした資料は、9月15日に下越教育事務所指導主事会議の時に配られたものです。いじめの捉え方について説明がありました。事例1、それから、事例2、私たちが非常に戸惑う、困惑するのは、事例2ですね。Aさんが算数の問題を一生懸命に考えていたところ、隣の席の算数が得意なBさんは、解き方と答えを教えてあげた。Aさんは、あと一息で正解にたどり着くところであり、答えを聞いた途端に泣き出してしまった。このことでBさんは困惑してしまった。これを皆さんはいじめと捉えるかどうかですけど、これは県の方、下越教育事務所はいじめですと言うのですが、これでいじめというのは、非常に困ってしまうのです。だから、受取り方の温度差はありますけれども、子どもの立場にたって考えたときに、どうなんだろう、ということで、私たちも各学校に対しては、その子どもにとってどうなのか、その立場で判断してください、ということをお願いしてあります。ただこれも、学校差、小学校、中学校では確かにあります。先程の教育長が話されたデータですが、具体的に言いますと、京都府は小学校の在籍児童が13万人で、静岡県は19万5千人です。認知件数が、京都府は、小学校の在籍児童13万人に対して2万1千件、静岡県は、19万5千人に対してわずか3千3百件、非常に京都府が全国的に突出しています。新潟県は平均的となっています。1千人当たりの認知

件数でいうと、京都府が92件、静岡県が13件、新潟県は12.5件となっています。ちなみに、胎内市は、昨年度、資料に載せておきましたけども、小学校1校で1件、中学校が2校でそれぞれ1件ずつ、このようになっています。実際にいじめが行われていないのかどうか、ある県で調査をしたそうですが、指導主事たちが一斉に、いじめを報告していない学校はどうかということ調査を行ったところ、2極端に分かれておりました。1つの学校は、本当はないと、確かにそうだろうなということが確認でき、もう一方は、調査の方法がおかしいという学校がありました。それでは、胎内市はどうかというと、私ども指導主事も各学校を回りますが、学校の雰囲気を見ていきますと、非常に落ち着いていると、確かにこれだといじめの件数はそんなに上がってこないのではないか、ということで、今現在は捉えています。ただ、それに安心するのではなくて、どんな小さいことでも教育委員会に報告するように指示をしております。そんなところで現状に至っています。

【井畑市長】 はい。ありがとうございます。とてもわかりやすい例だと思いますけど、皆様にも、ぜひとも、この2条の意味するところをお汲みいただきまして、中々、これがいじめと言えるでしょうかというところがとても大きく解釈されて、ケアしなければいけないボリュームが大きくなっている時代背景にあるということ、改めて再確認いただけたらと思います。それでは、まず（協議題の）（1）について、教育長からも補足がありましたし、それからもう1点、皆様にお諮りをしておきたいのですが、もちろん今日の結論でなくても結構です。いじめ防止基本方針の策定についてということで、協議題の（1）があつて、ここについては、実は、全国ではまだまだ数が少ないですけれども、方針ではなくて条例を制定している所があります。今ここを見ていただきますと、連絡協議会と対策委員会、調査委員会は条例で制定しようといった投げかけを私どもさせていただいていますが、根本に関わる方針についても条例でというようなこともございます。しかし、教育委員会では、条例とするには少し時期尚早であるのと、議論が未成熟であるというようなことを伝え聞いておりますので、これが、先程来申し上げました、12月でなくてその先に条例制定することであつたとしても、まずは、今程説明させていただきました、協議題の（2）、（3）、（4）の条例を制定し、（協議題の）（1）については、また変わっていくことがあるかもしれませんが、当面、方針でもよろしいのではないかと、ただ、重大事態について、喫緊の対応が求められる時に、（協議題の）（2）、（3）、（4）は、整えておかなければいけないのではな

いかというのが、今日の本旨ということになりますので、そこも併せてお汲みいただければと思います。そういう意味では、(協議題の)(1)については方針ということ、内容もちろんそうですが、制度の設計として、方針で今はご提示申し上げてるということでお汲みいただきたいと思えます。

【浮須教育委員】 すみませんが、(協議題の)(1)に戻ってよいでしょうか。塚野指導主事から先程説明のあったことで、下越教育事務所が事例2についていじめだと認定したことの根拠の説明はあったのでしょうか。

【塚野指導主事】 本人が、心理的な苦痛を受けました、ということはいじめだと。事例1についてもこれはいじめであるとしていて、普段、私たちにとっても、事例1はわかるのですが、事例2については、何でこれがいじめだと、私たちもきちんとした答えを聞きたかったですけど、やはり、Bさんがそれによって自分がやりたいことを妨げられてしまった、結局それは、いじめじゃないかということで、県としては、県は国から言われていると思いますが、これはいじめだと。心理的なものでしょうかね。先程の心理的又は物理的な影響を与える行為、その心理的なものに入ると、そのような説明だったかなと記憶しています。

【浮須教育委員】 資料を事前にいただいたので、読んで気になったのが、2ページの3の(5)、本人はいじめだと思っていないのに、やったことについて述べてあって、そういう場合も、考えて指導しなさいということが(5)で書いてあると思いますが、これと今の、塚野指導主事から、下越教育事務所の指導があったということで、あと一息で正解にたどり着くという状況の子どもに教えたので、子どもはもうちょっと考えればできるのに、言われたので泣いたと、だからいじめだとのことですが、(5)は、いじめた子どもに配慮することではなくて、こういうこともいじめになるのであるということ、行為としてやったけれども、相手の状況によっては、いじめになるのだと、そういうことをどのように諭していくか、やった子どもを指導するのではなくて、そういう場合もいじめなのだ、ということをお述べた方がよいのではないかと、という気持ちで事前に読ませていただきました。今と関連する気がしたので、お話ししました。意見です。

【藤木教育委員】 いじめか、いじめでないかという判断は、だれがしたのですか。国がしたのですか、それとも、県の指導主事がしたのですか。

【塚野指導主事】 それは国だと思えます。県は国の方に行って指導を受けてき

ますから。

【藤木教育委員】 国のだれがしたのですか。

【塚野指導主事】 文部科学省です。

【藤木教育委員】 判断するというのは、それぞれの主観が入る訳で、文部科学省が言えば全ていじめであると、我々がそれを受け止めて言うのは間違いだと思います。教育は色々なケースバイケースがある訳でして、その子のおかれている状況、お互いのおかれている状況とか、そういうのが全くわからないところで、軽めに文言が表れて、これはいじめですということ自体がそもそも間違いですよ。このような特異な事例を挙げていじめですよ、ということ、枝葉末節な問題を私たちはここで議論すべきことではないと思います。いじめ防止基本方針というのを今出していますが、市長さんが言われたように、これは条例で捉える方法もあるし、この方針は国で示された方針ですから、中身は余り間違ったことは、まあ、多少おかしいと思うところもありますけれども、余り間違った方針ではないので、制度設計としてこの方針を、市長さんはどうでしょうかというように言われている訳だし、そういう捉え方で進まないとだめなのではないかと思います。

【塚野指導主事】 そうです。今の話題はそれです。そのための参考資料といえますか、学校的にいじめに対してはこのようなことであると示したかったものです。

【藤木教育委員】 この、資料1にあるいじめ防止基本方針については、議会に諮るということですか。

【小谷教育長】 このいじめ防止基本方針については、条例で定めるということではありません。

【藤木教育委員】 もちろんそうですけど、このいじめ防止基本方針については、どこで承認を得るということでしょうか。ここで、そうしましょうか、そうしませんか、ということ承認を得るということですか。

【井畑市長】 そうですね、今日の総合教育会議があつて、総合教育会議で色々と議論し、その議論を最大限参酌して、それで皆様からご賛同いただければ、教育委員会として方針を定めていくということになります。これが、先程申し上げましたように、皆様から条例としてどうしてもというような

ことがあると、これはまた、議会案件ということになりますけれども。

【藤木教育委員】 方針として定めるということについては、私はよいのではないかと思います。

【加藤教育委員】 よろしいでしょうか。先程の事例の1と2ですけど、学年が知りたいです。低学年、中学年、高学年で、目の前で起こった時の対応が違うなと思いました。

【塚野指導主事】 お気持ちはわかるのですが、そこまでは詳しく聞いていないです。これは先程、藤木委員が言われたとおり、いじめ防止基本方針を審査していく上での参考的なもので、いじめの捉えがこのようになっていると示したものであります。もし本当に詳しいことを聞きたいようであれば、県に照会して後でお答えいたしますが。

【加藤教育委員】 定義のことですが、四角の中、インターネットを通じて行われるものを含む、とありますが、インターネットというのは、SNSとか、ラインとか、すごく進化していて、自分の写真を載せる、24時間で消える、そこにコメントが集まって、悪口を言ってたたかれるけど、24時間で消えるものもある。これからは、インターネットの何々みたいなものが必要なのではないかと思います。

【塚野指導主事】 国が、インターネットという言葉を使っていて、例えば、ラインですとライン株式会社、要するに一般の固有名詞を使ってしまうので、ラインと言う言葉はなかなかこういったところには使えないのではないかと思います。やっぱり、あくまでも総称としてインターネットだと、それに抑えたのではないかと思います。

【小谷教育長】 これは法律のところに触れたインターネットのように、これまでの定義にはこういった記載はなかったのですが、現実には起きているものが、どんどん進化して、SNSなどこういったものはどんどん書き換えられてくるというように思いますので、こちらの方も3年後を目途にして、また見直しをしましょうと記載させていただいたところであります。

【井畑市長】 藤木委員が言われたように、事例2というのは、最後の結びは心身の苦痛であって、困惑といったところに止まっている訳であります。そうすると、ますます、これをいじめと定義することはいかなものかという議論は出てくるし、先程私も申し上げましたように、主観のところ定

義付けられると、つまり、非常にナイーブな子どもは、心身の苦痛を訴えやすい、高めやすい、というようになって、でもそれもいじめになってしまう、という、本当に難しさがあって、この法律自体がまだ成熟しきれていないのではないかと、ということもある訳です。しかし、そういった中で、大筋としていじめを生まないといったところの方向付けを、この方針ということで策定していく、細部について、厳密にいうと、どうなんだろうということが全くない訳ではないと私自身も思うのですが、皆様から、まずはこの方針でよろしいのではないかとということであれば、次に進ませていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【藤木教育委員】 よろしいでしょうか。私ちょっと疑問があるのですが、重大事態が例示されていますけど、そのところについて、例えば30日以内とありますが、30日以内というのは当たり前の話で、報告するのに30日だと、みんな重大事態になってしまうのではないかと、とか、色々ちょっと疑問に思うところもあるので、この重大事態の捉え方について、もう少し中身を検討する必要があるのではないかと気がしました。

【井畑市長】 具体的には何ページをお示しでしょうか。

【藤木教育委員】 10ページです。四角で囲った部分についてはいいかと思うのですが、これを、市長部局に上げるというのは、余程のことと言いますか、教育委員会内で対処できない事態だし、心的にこれを上げないようにしようとなるのも困るし、その辺のバランスが非常に難しいので、ここの定義がしっかりしないと、しょっちゅう開くことになりかねないし、逆に、だまっていようということにもなりかねませんから。そのところをきちっと定義しないと、だめなのではないかと、ちょっと思ったものですから、もう少し検討の余地がありそうだなという気がしました。

【井畑市長】 わかりました。それでは、今のご指摘を一旦お預かりするような形で、先へ進み、また皆さんで議論を進めるということでもよろしいでしょうか。

【小谷教育長】 今の重大事態、ここは、調査でもそうでありますし、一番神経を使わなければいけないところで、学校がこういった重大事態があったのに気がつかなかった、見逃してしまった、そのために大変な事態になってしまった、こういう事案がたくさんある訳です。昨年来色々重大な事案があって、自殺事案が起こっている訳ですけど、ここのところの、四角の中の4つ、自殺を企図した場合、身体に重大な傷害、金品等に重大な被害、

精神性の疾患を発症した場合等を想定し、そして、不登校の定義の年間30日、年間30日だから重大事態というように今程お話がありました、それもやっぱり、ケースを十分調査した上で、やはり、重大事態として捉えて対処した方が、ということであれば、精査していく必要があろうかというように思いますし、今は毎月調査しておりますので、30日即重大事態ということではなくて、十分そのところを、個々の事例に沿って、その場合の状況等も考えてと、というような形になろうかと思えます。

【井畑市長】確かに、年間30日というのが、連続しているケースとそうでないケースで、色々あると思うので、後程ということで、どうでしょう。それでは、(協議題の)(2)、(3)、(4)と進めさせていただきます。協議題の(2)いじめ問題対策連絡協議会を設置することについては、先程お話したとおり条例でということになる訳ですが、資料2でしょうか、ひとつお説明させていただいて、何か、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。

【藤木教育委員】いじめ問題対策連絡協議会を開催するのは、重大事態が発生した場合ですよね。すみません、市長部局に作るのは、どれでしたでしょうか。

【井畑市長】いじめ問題対策委員会が教育委員会で、(協議題の)(3)が教育委員会で諮問ですね。(協議題の)(4)(胎内市いじめ問題調査委員会)が市長からの諮問となります。今、その前段の、(協議題の)(2)いじめ問題対策連絡協議会で、これは連携と協議に関する部分ですけど、この点、今申し上げました資料2であります、これは常設で、重大事態が起きる起きない別にして、委員15名で組織する合議体を作っておきましょうといったことになる訳ですが。

【藤木教育委員】改めまして、先程市長さんの方から、条例でということですが、条例で定めるかどうかということを含めてということでしょうか。

【井畑市長】すみません、私が言葉足らずだったかもしれませんが、私が先程申し上げましたのは、あくまで(協議題の)(1)のことについてでありまして、(協議題の)(2)、(3)、(4)は条例で提案させていただきますが、(協議題の)(1)についても全国ではということです。それで、資料2にお戻りいただければと思うのですが、いじめ問題対策連絡協議会の方ですね。

【小谷教育長】 そうしますと、これまでも中学校区それから胎内市全体で、いじめ問題について、いじめ見直しゼロスクールというのをやってみましたけれども、ここに各小学校のPTA会長さんとか、関係機関の方、そしてまた教育委員会も、そういったところで、こんな取り組みをしていきましようとか、あるいは、それぞれの取り組みについて紹介しましようとか、というようなことは、警察関係も入ってやってきておりましたので、それを再度整理して、この法に基づく協議会という形にするということです。ですから、これまでやってきた部分もかなり重なるところがあるので、ちょっと整理して、こういった児童相談所とか、法務局、こういった方からも入っていただいて、関係機関その他の事例など、そんな形で、情報提供いただきながら対応していく協議会、今年はこんな方向でやっていきましようというようなことが話し合われると考えていただければよろしいのかなと思います。

【加藤教育委員】 質問してもよいでしょうか。委員は、15人一斉に、任期2年で、選出された日からになりますか。

【井畑市長】 基本、そうですね。

【加藤教育委員】 2年経ったら、その15人は総入れ替え、もしくは、留任ですか。再任は妨げないということなので、再任されますか。重大事態が起きた時に、原因が非常に過去に遡ったりすることもあるので、できるだけ持続してもらえそうな方が数人再任されるような形になっていただきたいと思います。

【井畑市長】 運用においてですね。わかりました。他にいかがでしょうか。教育委員会の方で、任命する形をとっていますけども、今、加藤委員の方からお話があったように、この15人の内訳を、大体こういう構成にしたいというようなものは既にありますか。

【小谷教育長】 それは、先程話したように、内規のような形で定めておいて、そして、入れ替えがあった時には補充をするということです。

【井畑市長】 それはそうですが、学校関係者が何人で、というような構成割合についてですが。

【事務局（学校教育課長）】 例えば、学校関係者であれば、小学校校長代表、中学校校長代表、高等学校校長代表です。

【井畑市長】 学校関係者で何人になりますか。15人のうち何人になりますか。

【事務局（学校教育課長）】 教育長、教育委員も入りますが、学校だけであれば3人です。

【井畑市長】 学校だけで3人、教育委員会で2人、児童相談所、法務局は、それぞれ1人、ですかね。ちなみに、公募の委員は特段考えていないのでしょうか。

【中村管理指導主事】 市によっては、独自に公募制を取り入れなければならないという決まりがあるところがあります。上越市にはあります。胎内市にはありませんが。

【井畑市長】 この先ということでしょうかね。

【事務局（学校教育課長）】 現時点では、想定はしておりません。

【小谷教育長】 ここでは公募は考えていないですが、ほかのコミュニティ・スクールのところでは公募何人ということがあって、公募を取り入れなければならないとなっています。

【井畑市長】 これは専門性が求められますしね。わかりました。それでは、協議題の（2）いじめ問題対策連絡協議会でございますが、特段のご異議は、細部については色々あるかと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、先程ちょっと触れました、教育委員会の諮問による、協議題の（3）いじめ問題対策委員会、これが資料3になりますけれども、皆様いかがでしょうか。

【小谷教育長】 これが今新発田市でやっていますよね、再調査ということで。対策委員会のこの委員が、新発田市で今実際にやっているものですよ。

【塚野指導主事】 教育委員会でやっているのであれば、そうですね。市長部局であれば、その下の調査委員会ですが。

【小谷教育長】 これも、重大事態が起きる前にこういった方々になっていただいて、そして、もし重大事態が起こった場合には、教育委員会内部の調査という形で応じていただくということです。新発田市の調査委員会では、来年の6月を目途に調査報告を出すとのことですが、ここについても、弁護士、精神科医師、こういった人達での8人というのが、そういった調査

に当たると、かなり専門性を求められるというところになるだろうし、また、重大事態が起きた場合に、公平に、どちらかに加担するということがないような、そういう方が選出されなければならないと私は思います。

【井畑市長】 ここもちょっと、補足があったかどうかですが、再確認の意味でも説明をお願いしたいということがありまして、第2条第2号のところでは、重大事態ということを経法の第28条第1項の重大事項だといっていますが、それで、教育委員会が必要と認める事項は、何か想定されているもの、その都度その都度ということかもしれないけれど、典型的なものはありませんでしょうか。

【塚野指導主事】 私がお答えいたします。胎内市いじめ問題対策委員会、これは教育委員会の下に置かれるのですが、普段は、大卒の、先程ご審議いただいた、いじめ問題対策連絡協議会と教育委員会との調整を担うというのが役割で、法の方に示されています。そして、重大事態が発生した時には、このいじめ問題対策委員会の組織をもって、重大事態に対する調査を行う、こういう形になっています。従って、重大事態について先程お話しがあったように、児童の生命、安全に関わるものとか、相当期間欠席するとか、そういった時の対応などが審議内容になります。

【小谷教育長】 ちょっといいですか。これは、起きてから設置をするというよりは、一旦こういったものを組織しておいて、もし事が起きた時には、調査のことについて皆さんから協力していただきます、というような形を事前をお願いをしておく、という形になるかと思えます。

【井畑市長】 いや、教育委員会の諮問に応じということでの事務ですから、起きた恐れがあると、それが客観的に出てきたときに、諮問をし、調査審議いただいて、何らかの回答を導くということですね。

【小谷教育長】 諮問に応じということですから、初めから諮問ということではなくて、この組織の顔合わせといいますか、そういったことは事前に、皆さんと顔合わせをしておいて、こういったことで諮問をお願いしたいときにはご協力をお願いします、という形、そういった意味です。

【井畑市長】 ちょっと私のお尋ねの仕方が悪かったかもしれませんが、法の第28条第1号で、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、第2号で、いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀

なくされている疑いがあると認めるとき、これは問題なくやりますが、それ以外に、典型的に考えていることはありますでしょうか、ということですけれども。

【塚野指導主事】教育委員会で、普段のいじめ問題について色々話し合っている、それと連絡を行う機関として、いじめ問題対策連絡協議会、そこでまた色々話し合われる、それでその調整を図るといいますか、実質的にうまくいくように動く、そういった形を担うのが、このいじめ問題対策委員会であって、常時設置です。これは設置根拠が、法の第14条第3項によるものです。緊急の時には、間に合わないので、この組織を持って当たると、人選の人数が限られておりますので、事態が起こった時に、新しい人を選ぶ、そういった暇がありませんので、あらかじめこの人達に、お願いをしておく、ということでもあります。

【小谷教育長】事前に、4月、5月に、こういった組織で委嘱をしておいて、諮問に応じてご協力をお願いします、という形になるかと思えます。

【井畑市長】もちろんそうしないといけないもので、何か起きてからやりましょうではなく、そのために備えておくものですけれど、私が言いたいのは、その法第28条第1項のところのほかに、典型的に想定しているものはなんでしょうか、ということです。

【事務局（学校教育課長）】今現在、想定しているものはないです。第1条でいじめ防止等のための対策ということなので、例えば、いじめの防止、また、早期発見、対処については、先程いじめ対策基本方針のところでも述べておりますが、変えないといけないというような事態が、これでは不足だという事態が生じる際は、やはりそれらについて諮問をして、対処方法なりを検討していただかなければいけないと思いますが、現時点では、そういった場面は、第1号で開くということは想定していません。

【藤木教育委員】ちょっといいですか。基本的には、教育委員がいる訳ですから、教育委員が、まずもって、事例について意見を言って、とても教育委員会内で対処できないとか、そういう問題が発生したときに、教育委員会の判断で、諮問なり何なりするというのが順序だろうと思うのです。ですから、今想定していないというのは正解で、想定していない事態が生じた場合には、我々の判断でお願いしようかと、教育長さんが最終的に判断されて、お願いしようかと、順番からすると、そういうことになるだろうと

思うのですが。

【井畑市長】確かに、第4条で、教育委員の皆様以外の専門的な知見を集めて議論していただくというように言っているので、藤木委員の言われるように、判断していただく必要性は、その段階になってということで、あらかじめ想定されるものと想定されないものと、あるかもしれないけれども、重大以外のものについては、今のところ多分ない、かもしれないというのが、むしろ自然かもしれない、と言うか、そんなところですかね。

【小谷教育長】毎月定例の教育委員会で、学校の情報といいますか、問題事案について報告を申し上げて、そしてこれは、教育委員会内部だけではなくて、調査をしていただいて、公平、公正にということであれば、こういったところに諮問をするという順序になるかと思います。いきなりといった、私が勝手に、ということにはならない、必ず教育委員会のところにお諮りをして、という形になるかと思います。

【井畑市長】そうですね。これは受け身ですから。諮問がない限り動く組織ではありませんから。他に、どなたかありませんか。

【塚野指導主事】よろしいでしょうか、今のことで。参議院の現状把握委員会で今の形になったのですが、専門性を有した人材を確保する、それから、基本的な課題があるいじめ対策の人材確保で、第三者がその構成員として参加することが要件とされていて、第三者を入れるということですから、教育委員会のところにいじめ問題対策委員会を設置する意義があると、国の方では解説しています。

【中村管理指導主事】よろしいですか。これは大津市の事件の、教育委員会と教育委員会が招集したメンバーの動きが悪くて、最終的に市長が出てきて、イニシアチブをとっていかないと速やかに解決できないという事例を受けて、市長の権限強化ということで、諮問されたものについて、市長が諮問して受けることになっております。先程、学校教育課長が言われたように、教育委員会が独立してきちっと対処していれば対外的には、市長の方から諮問していただくようなことは起きないものと認識しております。

【井畑市長】いや、市長の方はこちらですよね。もう1つの方ですよね。では、資料3の、協議題の(3)いじめ問題対策委員会条例について、他には、皆様よろしいでしょうか。それでは、資料4(協議題(4))の方に進ませていただいて、今、中村管理指導主事からお話のありました、これが、市

長の話になる訳ですけど。

【藤木教育委員】 いいですか。条例が3本ありますけれども、いずれも法何条とかという文言になっていて、条例としては非常にわかりにくいというか、法何条に何が書いてあるのかというのが明確になっていないとだめなので、例えば、ここに規定する重大事項、重大問題、いじめ重大問題が、というような文言が必要な気がするのですが、必要ないものでしょうか。理解している人が全員条例を読む訳ではないですし、議会に諮る時にも、法にこう書いてありますというようなことを説明する必要が生じてくる訳ですから。そうでなくて、簡単に一言、法何条に書いてあるいじめ重大問題が生じた時、というようなことが必要なような気がずっとしてたものからです。

【井畑市長】 その方がはっきりというか、丁寧であるとは思われますね。ただ、法制執務上は、全部、何条に規定する何々、というように必ずしも言わない方が、そう言わない方がむしろ多い訳でして、ただ、もし、やっぱりここは第何条で止めるのではなくて、第何条に規定する何々、がといったことが違和感もなく入るし、むしろわかりやすいということであるならば、ちょっと検討させていただいて、入れるべきは入れる、ということでしょうか。

【藤木教育委員】 検討して、もし、入れられるようであれば入れた方がわかりやすいだろうと思います。

【小谷教育長】 さっと見たときには親切ですよ。

【藤木教育委員】 読まれた皆さんは、何のことかと思いますよね。何のための委員会なのかというのが、第何条だけだと一般市民もわかりにくいし。ちょっと思ったものですから。

【事務局（学校教育課長）】 ちょっといいですか。今の補足ですけど、これが条例の案になる訳ですが、これを制定するにあたっては、当然、法制執務の方との関係と絡みがありますので、そこと調整した中で、条例上、標準的なものに沿って作っています。

【井畑市長】 それについては、私の方からも言ったけれども、今、藤木委員の言われるのは、もう少し何か、それがこれで間違いだというようなことはないが、さらにわかりやすく丁寧に入れた方がいいかどうかを検討して、

やったらどうでしょうということだから。やっぱり、中々長くて、とか、ちょうどよくならなければ、それはそれでいいと思うけれど。確かに、誰が見てもわかりやすいというようになれば、一番いいと思われる、ちょうどいいのがあるかどうか。

【藤木教育委員】 目的とか書いてある条例もある訳ですよ。そういったものは全くないですか。

【井畑市長】 こういった関係の条例はどうしてもそうなりますね。

【藤木教育委員】 そうなりますが、書いているのはわかりますけども、せめて、何のためにその委員会を設けるのか、ということが、どこかでわかるような仕組みの方がよいのではないかと思います。

【井畑市長】 法律の引用だけではなくて、何かが文言としても入っていた方がよいということですね。

【藤木教育委員】 私も条例を作ったことがあるので、よくわかりますけれども。

【井畑市長】 皆様、その他、協議題（4）については、いかがでしょうか。

【藤木教育委員】 それから、もう一つ。先程から、対策連絡協議会、それから、対策委員会と問題調査委員会、3つありますが、それぞれ委員が別々ですよ。みんな別々で、1つの問題を別々な会で話し合うということに問題はないのかと思うのですが。

【井畑市長】 今、実は、その話を私もしようと思っていました。例えば、言われるとおり、弁護士といったところが、いじめ問題対策委員会における弁護士と、いじめ問題調査委員会における弁護士は違う弁護士でなければならないと思います。そうでなければ、法的解釈が同じになることは最初から想定されていて、もし違う解釈をしたとすると、同じ事案に対して二律背反になってしまうので、例えば、いじめ問題対策委員会の弁護士は、A弁護士、いじめ問題調査委員会の弁護士は、B弁護士ということになると。

【藤木教育委員】 それはいいですけど、ただ、問題を議論していく時に、例えば、いじめ問題調査委員会の人達も、連絡会議に出ないと、問題解決につながらないのではないかという思いがあったものですから。全く別な委員会組織だけで同じ問題を議論するということになりますよね、今の方向だと。これは教育長とかいるからいいということもありますけど。その辺の

整合性みたいなところはどうかと。

【小谷教育長】 調査委員会は、先程言ったように、市長のところに置くということで、教育委員会内部ではないですよ。ですから、先程大津市の事案が出てきましたが、教育委員会の動きが悪い、それならば、やっぱり市長が出てきて、出ざるを得ないというようなところで、このように、二重構造といいますか、なっていて、全く同じ弁護士といっても、もちろん胎内市の顧問弁護士は入ることはできないと思いますし、法務局の方に依頼して、ここにはA弁護士、こっちはB弁護士というような形になるかと思えますが。

【藤木教育委員】 そうではなくて、大津市の事件のように全く機能しないというような件は別にしても、議論の積み重ねというのが必要な訳ですよ、問題を解決するためには。そうすると、趣旨説明だけでわかりますかね。わかるということであれば、私は何も言えないですけども。

【井畑市長】 今、藤木委員の言われることで、ちょっと再確認ですけども。委員会と協議会、という意味で、でしょうか。

【藤木教育委員】 この条例に、それぞれ設置する委員会がある訳ですよ。それと、3つともこの委員会が別々の委員な訳ですよ。例えば同じ問題を話し合うのに、屋上屋を重ねて、問題の解決を遅らせたりするようなことになったりすると困るからという発想で、話をしたのですが。

【井畑市長】 おそらくは、連絡協議会が重大事態だけでなく、包括的な問題を取扱うのがその委員だと、いじめ問題対策委員会は、教育委員会の諮問に応じて、その他あるかもしれませんが、重大事態を調査審議する委員会だと、いじめ問題調査委員会は、今度は、市長の諮問に応じて、同様のことを行う。確かに、屋上屋というと屋上屋かもしれないですが、そもそも、そういったことがないと、公正な事実の把握に欠けるところがあるとはいけない、というのが法の求めるところだと思うので。本来であれば、（協議題の）（4）とかもいらぬのがいいのかもしれませんが。用意しておくということです。

【藤木教育委員】 動き出してみないと何とも言えないでしょうけど。多少、非効率な面があるのではないかという気が若干したものですから。

【井畑市長】 言われるとおり、ありますよね、こういうことが無きに越したこ

とはないというか。

【加藤教育委員】 この3つの委員は、どなたも、1人も重なることはないのですか。

【井畑市長】 基本的には、ないようにしなければいけないという、きちっと区分けをして、それぞれの任に当たっていただくということですね。それを本旨としなければいけない、ということだと思います。事務局、何か補足ありますか。

【事務局（学校教育課長）】 今程の連絡協議会と、その後の教育委員会の対策委員会、市長部局の調査委員会、それぞれ想定しているメンバーがそもそも異なっている状況がありますし、同じく調査に当たる教育委員会の対策委員会、そして、市長部局の調査委員会については、委員を兼ねることができないということになっておりますので、先程来お話があるように重複することはありません。ただ、何か支障があるというような場合においては、例えば、いじめ問題調査委員会では、関係者の出席等ということで、調査審議を行うために必要があるときは、関係者に会議への出席を求めることができるようになっておりますので、全で一からという訳ではなく、必要があればそこで委員から話を聞く機会というのは設けられるのではないかと考えております。

【井畑市長】 他の委員の皆様、いかがでしょうか。1つだけ細かいことの質問ですが、皆様に説明していただきたいと思うことがあります。いじめ問題対策委員会のところには、専門性の知見を有する人ということで、臨床心理士が入って、いじめ問題調査委員会の方では、臨床心理士が入っていませんよね。これは何か意図するところがありますか。皆様に説明すべきことがあればしてもらえませんか。

【事務局（学校教育課長）】 特にありませんが、人数もそれぞれ8人と5人と相違していることもありますし、必要があれば、その他市長が認める者の範囲で、ということになります。

【井畑市長】 それでは、時間がきたからという訳ではないですが、皆様から色々なご質問、ご意見等を頂戴し、色々付帯的なご意見ということで、何か調整できることとか、反映できることがあれば必ずさせていただきます。それで今日、そのような形になったので、委員の皆様には、なお検討して、付帯的にいただいたこともお答え申し上げるなどして、冒頭申し上げます。

たように、12月議会にお諮りするとかさせていただきたいと思います。なお、方針については、色々お話しがありまして、主に藤木委員からでありましたけれども、相当の期間の30日とかですね、その辺りを、何かいい定め方とか、然るべき規定の仕方、記述の仕方等があったら、それは宿題ということで頂戴したいと思いますし、また何かいいご意見等があれば、この会でなくて、教育委員会で議論していただければと思います。今日、総合教育会議で、市長部局としては、そういったことで、お任せすべきはお任せするということが異論はありませんので、閉めさせていただきたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。大変長々と、本当にありがとうございました。それではこれもちまして、第1回総合教育会議を閉めさせていただきます。色々のご意見ありがとうございました。

議事録署名人
